

【確認様式3】適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、具体的には以下の資格等です。

- ・水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- ・職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者
- ・その他、水道事業者(他事業者を含む)、メーカー等による、実技を伴う講習会修了者

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

(施工しない場合は☑を入れてください)

技能を有する者の氏名 (関係性)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれかの経験も有しているか (○×を記入) (県営水道で使用の管)	資格を有しているか(○×を記入)		工事年度	添付有無
		保有している資格等			
上記内容を公表する場合の可否 可 ・ 不可					

